

保 険 募 集 指 針

当行では、お客さまの幅広いニーズにお応えしていくために、生命保険・損害保険の取扱いを行っております。当行は、保険募集の公正を確保するため、生命保険および損害保険の募集（以下、「保険募集」といいます。）に関して、以下の募集指針を定め、実施いたします。

1 当行が募集を行う保険商品について

- 当行は、お客様により良い商品をご提案するために、引受保険会社の業務または財務の健全性や商品の内容等を十分に踏まえたうえで、取扱う保険商品を選定するよう心掛けています。
- 当行は、保険募集に際し、お客様の自主的な判断による選択が可能となるよう、当行が取扱う保険商品に関して、適切な情報提供を保険募集時に行います。

2 保険契約の引受について

- 当行は、保険会社の募集代理店であり、生命保険については保険契約締結の媒介を、損害保険については保険契約締結の代理を行います。当行が保険契約締結の媒介を行う場合には、当行は保険契約締結の可否を判断できず、お客様からのお申込に対して、保険会社が承諾した場合に保険契約は成立いたします。
- 当行は、保険募集に際し、お客様に対して、募集を行う生命保険・損害保険契約の引受け保険会社の名称を明示いたします。
- お客様がご契約される保険契約はお客様と保険会社とのご契約となることから、保険契約の引受け・保険金等の支払の可否は、引受け保険会社が行うこと等を保険募集時に説明いたします。

3 保険契約のリスクについて

- 保険商品は預金ではありませんので、預金保険の対象ではございません。
- 引受け保険会社が破綻した場合等に、当該保険契約に生じるリスクの所在についての説明を保険募集時に行います。

4 保険募集に関する当行の責任について

- 当行では、保険募集に際しては、各種法令や監督指針の遵守に努めております。
- 当行が、説明義務違反等の法令に違反する保険募集または不適切な保険募集を行った結果、お客様に損害が生じた場合には、当行は、募集代理店としての販売責任を負うことを明示します。

5 保険募集に関する制限について

- 保険契約者・被保険者になる方が下記①または②のいずれかに該当する場合には、当行では法令等により制限の課せられている一部の生命保険を原則としてお取扱いすることができません。
 - ①法人・その代表者・個人事業主に対し当行が事業性資金の融資を行っている事業者（以下「事業性資金の融資先」という。）である当該法人・その代表者・個人事業主の方
 - ②当行の「事業性資金の融資先」（従業員数が50名以下）に勤務されている役員・従業員の方

6 ご契約後の当行の対応について

- 当行は、保険募集に係るお客様からの苦情・相談の受付先を明示するとともに、保険契約の締結後においても、お客様からの苦情・相談への対応など、迅速かつ適切なお客様対応を行います。

お客さまからの連絡先については、以下のとおりです。

＜お客様相談窓口：営業企画部 0120-771-023＞

＜お客様苦情窓口：コンプライアンスお客さま相談室 0263-27-3311＞

- ご相談の内容につきましては、当該保険契約の引受保険会社に連絡のうえ対応させていただく場合があります。また、契約内容に関する照会、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法につきましては、お取扱店までお問い合わせください。なお、照会内容によっては、引受保険会社のコールセンター等をご案内させていただく場合があります。
- 当行は、お客様に対する保険募集時の説明や苦情・相談等の対応やご契約締結後におけるお客様との面談記録等について、お客様対応の適切な実施を管理する体制を整備します。
また、保険募集時のお客様への説明に関する記録等については、保険期間が終了するまで保管いたします。

株式会社長野銀行